

社会福祉法人 宝島福祉会

評議員選任・解任委員会運営細則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人 宝島福祉会（以下「当法人」という。）定款第六条の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条 委員会は、この法人の評議員を選任及び解任するための機関として設置する。

（委員の構成）

第3条 委員会の委員は、監事1名、事務局員1名及び以下の事項に該当しない外部委員1名の合計3名で構成するものとする。

（1）当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）

（2）（1）に該当する者の配偶者、親族又は使用人（過去に使用人であった者を含む。）

（委員の選任及び任期）

第4条 委員会の委員は、理事会において決議し選任する。又これを理事長が委嘱する。

2 委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 委員会の委員は、第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員会の委員としての権利義務を有する。

4 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

（委員の解任）

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

（1）心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（招集）

第6条 委員会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた他の理事が招集する。

(招集通知)

第 7 条 委員会の招集通知は、会議の概 10 日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、委員会を開催することができる。

(議長)

第 8 条 委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

- 2 前項の規定により選出された議長は、当該委員会の会務を総理する。

- 3 委員会を招集した理事長等は、議事に関し説明者を指名し、同席させることが出来る。

(評議員候補者)

第 9 条 理事会は、委員会に提出する評議員候補者について、次期評議員候補推薦書を作成し、委員会に提出する。

(評議員の選任)

第 10 条 委員会は、理事会から当法人の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由の説明を受けた上で、評議員を選任する。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者との法人の役員等 (理事、監事及び評議員) との特殊関係の有無

(3) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 11 条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

(1) 理事会 (理事長に事故あるときは業務執行理事) は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保証する。

(3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 12 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

ただし、外部委員が出席し、当該外部委員が賛成することを要する。

- 2 賛否が同数の場合は、議長が決議する。

(決議の省略)

第 13 条 理事会が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の当該委員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 委員会は、議事終了後速やかに、議案内容及びその決議の過程を示した議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。
- 2 第1項の議事録は、当法人の主たる事務所に10年間、据え置かなければならない。

（報酬）

- 第15条 委員の報酬は、社会福祉法人宝島福祉会「評議員・役員等の報酬等についての規程」に明示。

（委任）

- 第16条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

附則

この規則は、平成29年2月19日より施行する。